

# 「フロン回収破壊法」の改正に関する提案 ~フロンの「排出ゼロ」に向けた実効ある改正を~

気候ネットワーク

今年3月、中央環境審議会及び産業構造審議会の小委員会合同会議において「今後のフロン類等対策の方向性について(意見具申)」(以下、「具申」という)がまとめられました。「フロン回収破壊法」が制定されて12年になりますが、この間、冷媒フロンの回収率は3割程度と低迷したまま上がらず、それに加えて使用時漏洩が想定より大きいこと、今後HFC排出量は急増が見込まれることなどが明らかになっています。

今国会では、この具申に基づき「フロン回収破壊法」の改正案が上程されることとされていますが、今後の排出を減らすために必要な法改正について、以下に100論点としてまとめました。

#### 1. 【法の目的】排出ゼロにする「目指すべき姿」を法の目的に位置づけること

具申では、2050年に目指すべき姿として次のように示されました。

「代替フロン等3ガスについては、低GWP冷媒の導入や代替物質の開発や代替物質のない 分野における排出抑制の徹底により排出がほぼゼロになって」いること。

排出をゼロにするという将来の目指すべき姿を法律の目的に明示しておくことが必要です。

#### 2.【目的・名称の変更】「フロン回収破壊法」から「フロン類排出削減法」へ

「フロン回収破壊法」では、業務用冷凍空調機器の廃棄時・整備時のフロンを回収し、破壊することだけに限定された法律でした。具申では、対策の方向性として、①フロン類使用製品のノンフロン・低GWP化促進、②フロン類の実質的フェーズダウン、③業務用冷凍空調機器使用時におけるフロン類の漏えい防止、④フロン類回収を促進するための方策、⑤建築物の解体工事における指導・取組の強化、と排出を減らすための対策が示されました。「回収破壊」というきわめて限定的だった対策を、フロン類排出を削減するという目的を示すとともに、名称の変更も必要です。

## 3.【対象機器・用途の拡大】スプレー、断熱材、クリーニング・洗浄なども対象に

これまでのフロン対策では、「フロン回収破壊法」で業務用冷凍空調機器が、「家電リサイクル法」で冷蔵庫とルームエアコンが、「自動車リサイクル法」でカーエアコンが対象機器とされ、回収破壊が義務づけられていました。しかし、フロンの用途は冷媒分野の割合が多いとはいえ、まだスプレーや断熱材、クリーニング・洗浄分野、遊具などの分野でも使われています。こうしたフロン製品すべての対象とし、対象製品からのフロンの放出を防ぐとともに、フロン以外のものへの転換を促すことが必要です。

### 4. 【用途規制】フロンの使用を禁止する用途規制の導入を

フロンの代替技術や自然冷媒など代替策は、すでに全ての分野において可能であるとされています。オゾン層保護対策でフロンの生産規制が行なわれるとともに、洗浄やスプレー、発泡・断熱材の分野では多くが代替化しています。ところが、用途規制がないために、使用しなくて済む分野においても HFC が使われ続けるケースがあり、大気放出につながっています。

ョーロッパの「F ガス規制案」では、様々な分野での用途規制に向けて 2020 年前後で禁止時期を定める規制強化がはじまっており、日本でも<u>期限を決めた用途規制の導入</u>が求められます。日本での「排出ゼロ」を実現させる上でも必要な措置ですし、国際競争力を保つ上でも必要であると考えます。

#### 5. 【国の責務】キャップ&フェーズアウトを法律の下で

具申では、ガスメーカーによる取組みとしてフロン類の実質的フェーズダウンが盛り込まれました。しかし、まず国が、将来に向けた排出ゼロまでの道筋としてどのように削減するかの 段階的削減スケジュールを示すことが必要です。

具申とともに示された事務局の試算では、2030年の排出量が 4810 万 t (CO2) の BAU から  $\Delta 2550 \sim 3180$  万 t (CO2) にすると概算が示されましたが、2050年まで含めて国が法律のもとで段階的削減スケジュールを示す責務を位置づける必要があります。

#### 6. 【フロンメーカーの責務】総量削減とフロン生産量・出荷量等の報告義務

具申では、フロンガスメーカーの実質的フェーズダウンが示されましたが、これが確実に実施されているかどうかを確認するために、フロン類の種類別、用途別生産量、出荷量を毎年国に報告する義務を盛り込むべきです。また、現在のフロンの排出量はすべて推計値で、回収率の分母になる数字も根拠がありません。母数となる生産量や出荷量、移動量などの管理が行なわれておらず、フロン回収・再利用が確実に行なわれているかどうかを把握する上でも、生産・出荷段階からのフロン量の報告、公表はフロン対策の基礎として必ず必要です。

その際、具申では「(フロン類生産量・輸入量ー輸出量) ×GWP-再生量等×GWP」といった指標が示されていますが、この総計だけではなく、根拠となる数字が実量ベースで示され、第三者による客観的検証が可能となるようにする必要があります。

#### 7. 【機器メーカーの責務】HFC32(GWP=675)ではなく、自然冷媒への誘導策を

具申では、冷媒転換の状況として HFC32 等への転換や製品導入の啓発を促すような記述が みられますが、この方針は非常に問題が多いです。

HFC32 は現在空調用冷媒などで使われている HFC410A よりは温室効果が低いものの、CO2 の 675 倍もあり強力な温室効果ガスです。国際的な情勢を見ても、日本だけが HFC32 にこだわり、他国は自然冷媒等 GWP がごくわずかな冷媒に向かおうとしている状況があります。こうした状況を考えても HFC32 を勧めることは賢明とは言えません。

かつてオゾン層保護対策で CFC から HCFC への転換を促し、その 10 年後には HFC への転換を迫り事業者に二重投資の負担を強いた歴史がありますが、国際的に HFC の段階的削減が議論される中で、新たに HFC32 への転換を促すことはまさにその経験を再び繰り返すことに

なりかねません。すでに自然冷媒の技術はあります。フロン類の用途規制をすることで、機器 メーカーが自然冷媒・ノンフロン技術を製品化するような政策誘導が必要です。

#### 8. 【機器ユーザーの責務】フロン管理強化策・定期点検義務化

業務用冷凍空調機器からは、使用時に冷媒フロンが大量に漏洩していることが明らかになり、今回の具申においても、管理の強化が求められています。スーパーやコンビニなどで使用される冷凍冷蔵ショーケースなどは冷媒配管の継ぎ手が多く、漏洩率は 13~17%にものぼることから、自然冷媒への早期転換が求められるともに、既存のフロン使用機器については定期的に漏洩カ所等の点検を義務づけ、放出を未然に防ぐ必要があります。また、機器ユーザーはフロンの充填量や放出量について国に報告することを義務づけ、国がその量を把握・公表することを法制化する必要があります。

### 9. 【機器メーカーおよび設備事業者の責務】機器登録と充填量の把握・報告

現状ではフロン類を使用している業務用冷凍空調機器のフロンの使用量や充填量が全く把握されておらず、推計値で排出量が算定されています。しかし、今後の排出急増が見込まれる中で、フロン量を把握するしくみが必要です。

機器への充填量をフロン類の種類別に記録し、機器ユーザーがそれを管理し、国に報告することで、フロン類の移動量を把握できるようなしくみを法律に位置づける必要があります。

#### 10.【経済的手法】経済的手法(フロン税)の導入の時期を示すこと

これまで法律があるにもかかわらずフロン対策の実効があがらなかった最大の要因は、フロンが無色透明の気体であり、放出されても故意か過失かも証明できないことがあります。設備を入れ替えたり、確実に回収するよりも、フロンを追加充填する方が安価であるため、フロン回収は進まず、漏洩も放置され、ノンフロン製品への転換も多額の投資が必要になるために進みません。そこで、抜本的なフロン対策を行なうことが求められているのです。

フロン税の導入など経済的手法については、フロン回収の実効性をあげること、漏洩抑止効果が期待できること、物質転換(自然冷媒への転換)のインセンティブになるといった効果が見込まれることから、委員会で複数の委員から繰り返し必要性が強調されていました。ところが、今回の具申では、「引き続き検討が必要」として、具体的な提言が先送りされています。

しかし、今回のフロン回収破壊法改正においては、経済的手法については「3年以内に導入する」など時期を明記し、今後の具体的な制度化を実施することを規定しておくべきです。

なお、自然冷媒・ノンフロン製品の導入には、「高圧ガス保安法」との調整が必要であり、導入 を加速するために関連法の整備(規制緩和)を同時に着手する必要があります。

お問い合わせ:特定非営利活動法人 気候ネットワーク (http://www.kikonet.org)

【東京事務所】〒102-0082 東京都千代田区一番町 9-7 一番町村上ビル 6F

TEL: 03-3263-9210, FAX: 03-3263-9463, E-mail: tokyo@kikonet.org